

(内部質保証の定義及び方針)

本学における内部質保証とは、「教育研究活動等の状況、組織・施設の運営状況、財務状況について自ら点検・評価を行い、その評価結果をもとに、質の向上を図り、適切な水準にあることを自らの責任で証明する恒常的・継続的プロセス(以下、「PDCA サイクル」という。)」をいう。この PDCA サイクルを円滑に回すことを通じて、本学の教育研究等の質を保証し、本学に対する社会的信頼をより一層確実なものとする。

(内部質保証推進に係る実施体制)

1. 組織

内部質保証を推進する組織は、PDCA サイクルを適切に機能させ、内部質保証の客観性を担保するために、次の各号に掲げる委員会で構成することとする。

(1) 内部質保証推進会議

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長の下に、内部質保証推進会議を置く。

(2) 自己点検・評価委員会

内部質保証の基盤となる自己点検・評価を行う組織として、自己点検・評価委員会を置く。

2. 内部質保証推進の対象

内部質保証推進の対象は、次の通りとする。

- (1) 教育研究組織に関すること
- (2) 教育課程・学修成果に関すること
- (3) 学生の受入に関すること
- (4) 教員・教員組織に関すること
- (5) 学生支援に関すること
- (6) 教育研究環境に関すること
- (7) 社会連携・社会貢献に関すること
- (8) 管理運営・財務に関すること

3. 手続き

- (1) 学長は、内部質保証推進の最高責任者として、全学的な立場から内部質保証システムの推進に責任を負う。
- (2) 内部質保証推進会議は、内部質保証を推進する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案を行う。
- (3) 自己点検・評価委員会は自己点検・評価の実施方針を策定し、自己点検・評価を実施する。各部門は、自己点検・評価委員会の指示に基づいて、自己点検・評価を行う。
- (4) 自己点検・評価委員会は、各部門の自己点検・評価の結果を踏まえ、自己点検・評価報告書を作

成し、改善事項を付した上で、内部質保証推進会議に報告する。

- (5) 内部質保証推進会議は、自己点検・評価委員会からの報告内容を検証し、改善事項に関する意見を付して学長に報告する。
- (6) 学長は改善が必要であると判断した事項について、内部質保証推進会議を通じて当該部門に対し、改善を指示する。
- (7) 改善指示を受けた当該部門は改善活動を行い、その状況を内部質保証推進会議に報告し、内部質保証推進会議はこれを検証する。
- (8) 学長は、自己点検・評価報告書及び公表すべきと判断した情報を本学ホームページ等において公表する。

#### 附則

この方針は、令和3年12月1日から施行する。